

セッション3 「被害者組織の現状と経験交流」
「日本における金融被害者運動の現状と課題」

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会

鍋谷 健一

1. 2006年改正貸金業法改正以降の金融問題

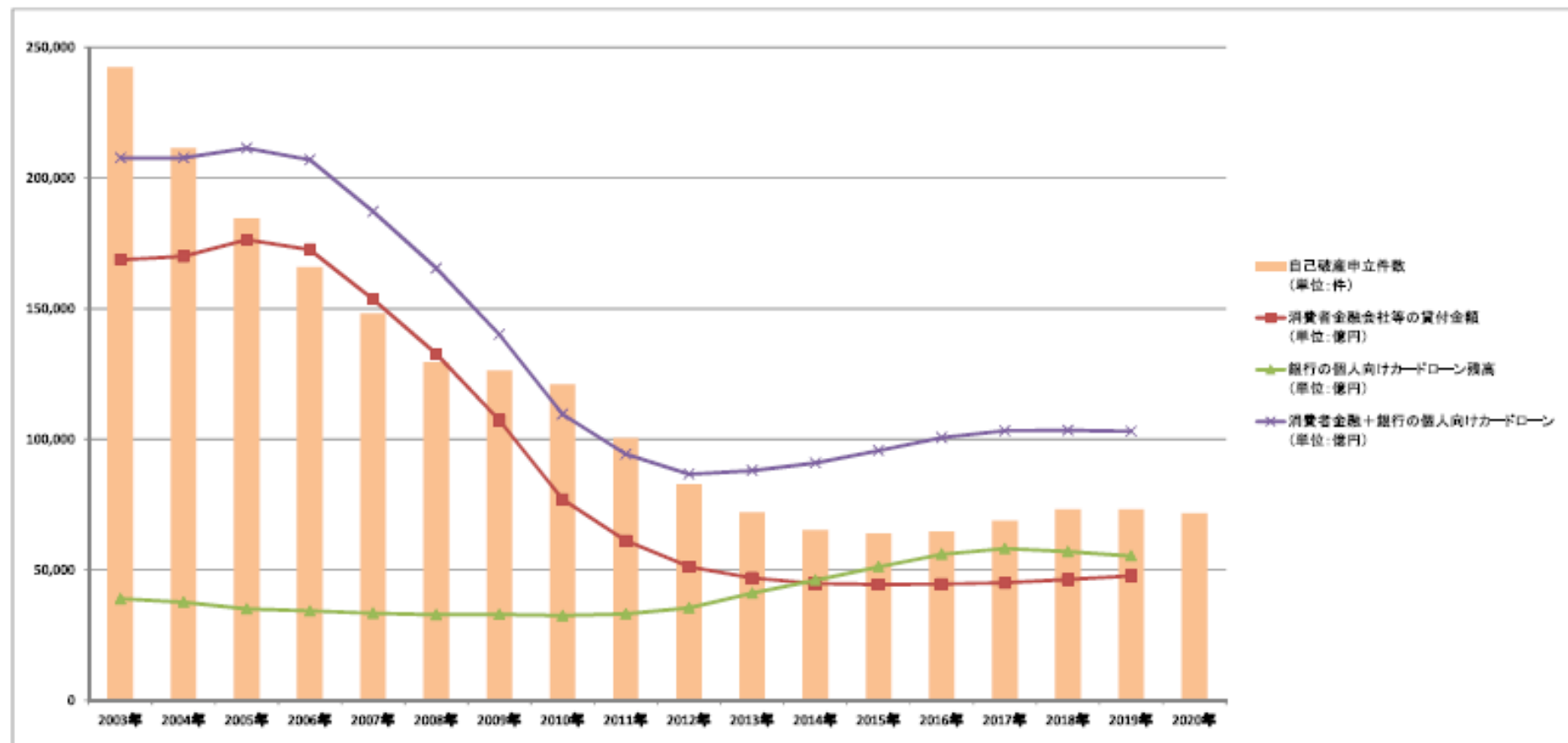
目的一サラ金三悪の撲滅

(高金利・過剰貸付・非人間的取立)

資料参照

破産件数と貸出残高(2003年～2020年)

| | 2003年 | 2004年 | 2005年 | 2006年 | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 |
|--------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 自己破産申立件数 (単位:件) | 242,357 | 211,402 | 184,422 | 165,932 | 148,248 | 129,508 | 126,265 | 120,930 | 100,510 | 82,668 | 72,048 | 65,189 | 63,856 | 64,639 | 68,792 | 73,099 | 73,095 | 71,678 |
| 消費者金融会社等の貸付金額 (単位:億円) | 168,772 | 170,094 | 176,399 | 172,651 | 153,695 | 132,699 | 107,207 | 77,055 | 61,185 | 51,183 | 46,965 | 44,837 | 44,438 | 44,617 | 45,108 | 46,406 | 47,714 | |
| 銀行の個人向けカードローン残高 (単位:億円) | 38,960 | 37,853 | 35,052 | 34,335 | 33,451 | 32,844 | 32,915 | 32,554 | 33,124 | 35,442 | 41,097 | 46,117 | 51,227 | 56,024 | 58,186 | 57,064 | 55,332 | |
| 消費者金融+銀行の個人向けカードローン (単位:億円) | 207,732 | 207,747 | 211,451 | 206,986 | 187,146 | 165,543 | 140,122 | 109,609 | 94,309 | 86,625 | 88,062 | 90,954 | 95,665 | 100,641 | 103,294 | 103,470 | 103,046 | |



※ 出典:

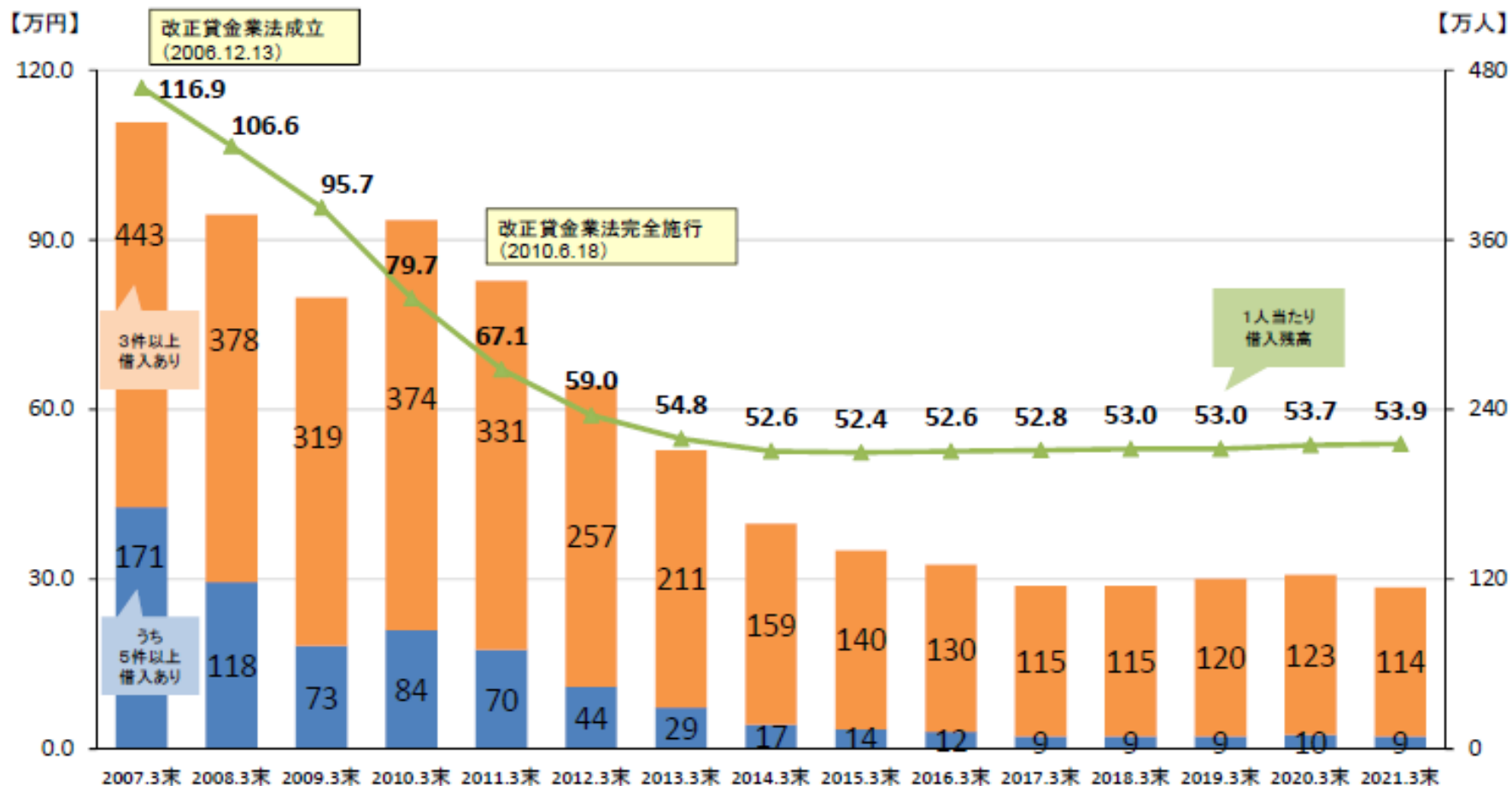
(自己破産件数)裁判所・司法統計年報 ※2020年度のみ月報(速報値)
 (消費者金融等)金融庁・貸付金関係資料集(業種別貸付件数、1件当たり平均貸付残高の「消費者向け貸付のうち無担保残高」)
 (銀行カードローン)日本銀行・貸出先別貸出金(国内銀行3勘定合計のカードローン等の金額)

※ 自己破産申立件数は、該当年の年間合計数。消費者金融、銀行のカードローンについては、該当年度の年度末残高を記載(2014年であれば、2015年3月末時点)。

1. 貸金業者からの無担保無保証借入の1人当たり残高及び複数件の借入残高がある人数の推移

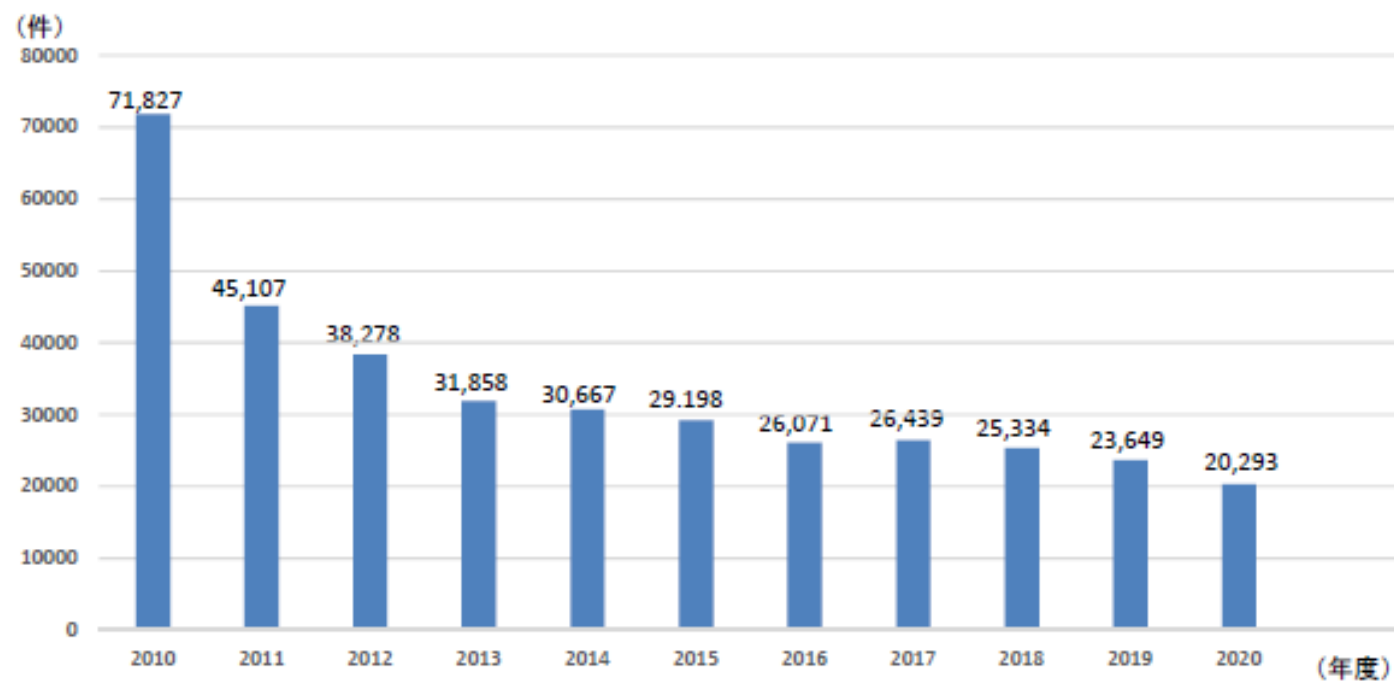
多重債務問題・・・貸金業を営む者による貸付けに起因して、多数の資金需要者等が重畳的又は累積的な債務を負うことにより、その営む社会的経済的生活に著しい支障が生じている状況をめぐる国民生活上及び国民経済の運営上の諸問題をいう。（貸金業法附則第66条）

多重債務者・・・消費者金融等からの複数債務を抱える債務者や返しきれない債務を抱える債務者



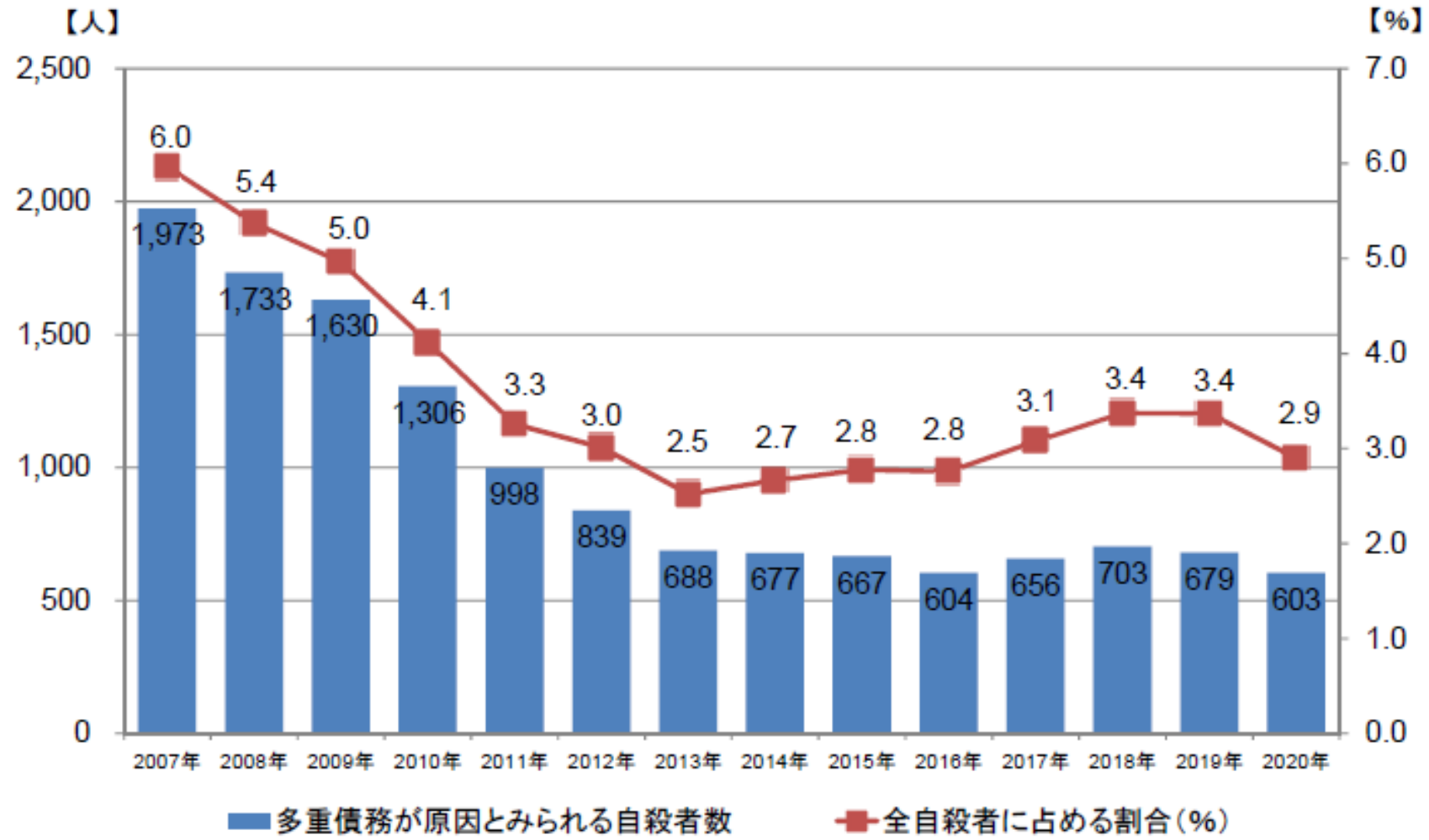
4. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況(1)

1-1. 相談件数(受付年度別推移)



(注)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センターから寄せられた「多重債務」に関する相談件数(2021年4月30日集計分まで)。

5. 多重債務が原因とみられる自殺者数（1）



厚生労働省、警察庁統計を基に作成

2. 被連協の現状

① 金融相談の減少・運動財政の逼迫・目的達成 ⇒ 被害者の会の減少

被害者団体数 全国 89 団体から現在 32 都道府県 47 団体
(その内相談活動が出来ている団体は約 20 団体)

- 2014年に名称変更
全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会
⇒ 全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会

② どんなことを行っているか

相談活動 ⇒ 金融相談から何でも相談へ

- 金融相談

 - 多重債務・ヤミ金・税金等の滞納処分
 - 生活再建活動

- 生活保護制度の活用支援

- 障害年金取得活動

- 準備ホーム活動⇒刑務所から出所した人たちへの居場所や生活の場の確保等

- 窃盗症などで再犯を繰り返したくない人や
ギャンブルアルコール薬物依存症者のための活動

裁判支援

自助グループ作りや紹介
医療機関への紹介

- 自殺防止対策

 - ⇒自殺多発地域（富士樹海・足摺岬）での自殺予防活動や電話相談活動

私たちの銀行カードローンに対する要求項目

1. 銀行カードローン融資についても貸金業法上の総量規制を適用させるよう、関係法令を改正してください
2. 貸金業者が融資の保証会社となる場合、その保証金額も総量規制の対象としてください
3. 銀行によるカードローン融資の過剰な宣伝・広告についての法令による規制を求めます
4. 高すぎる利息制限法の上限金利の引き下げを求めます

3. 今後の活動

① 金融相談

改正貸金業法より15年経過し、その精神が形骸化され債務者が再び奴隷化されつつあるなか、金融被害の触覚やアンテナとして活動する

専門家（弁護士・司法書士等）や行政とのネットワークを構築する

② 生活再建活動

生活保護法を生活保障法へ変える活動に参加しつつ、生活相談・依存症対策他なんでも相談が出来る組織として発展する

③ 課題

財政問題をどうするか？